

## 道路運送車両法

### 1 . 案内情報

手続名	: 自動車分解整備事業の廃止の届出
手続根拠	: 道路運送車両法第 8 1 条第 2 項
手続対象者	: 自動車分解整備事業者であった者
提出時期	: 自動車分解整備事業の廃止した日から 3 0 日以内
提出方法	: 申請書等に必要事項を記入の上、添付書類とともに、 管轄する運輸支局整備課へ提出してください
手数料	: なし
添付書類	: 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください
申請書様式	: 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください
記載要領・記載例	: 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください

### 2 . 窓口情報

提出先	: 管轄する運輸支局整備課
受付時間	: 運輸支局整備課へお問い合わせください
相談窓口	: 地方運輸局及び運輸支局整備課